

指定給水装置工事業者の違反行為に係る措置基準

1 水道法違反に対する措置（行政処分に該当するもの）

(1) 指定要件違反

根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
法第25条の11 第1項第1号	法第25条の3 第1項第1号	施行規則第21条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し (文書警告)	<ul style="list-style-type: none"> 指定から2週間以内の期日を定めて「休止届」又は「廃止届」を提出するよう文書警告する。 文書警告に従わない場合は、指定を取り消す。
	法第25条の3 第1項第2号	施行規則第20条	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し (文書警告)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、期日を定めて欠けている機械器具を備え付けるよう文書警告する。 文書警告に従わない場合は、指定を取り消す。
	法第25条の3 第1項第3号イ		3 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事業者が個人の場合は、「廃止届」を提出するよう指導する。
	法第25条の3 第1項第3号ロ		4 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> 一律に指定を取り消す。
	法第25条の3 第1項第3号ハ		5 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> 一律に指定を取り消す。
	法第25条の3 第1項第3号ニ		6 業務に関し次に掲げる不正又は不誠実な行為をしたとき。		<ul style="list-style-type: none"> 様々なケースがあり得るが、違反行為の内容及び程度によって、「文書警告」又は「指定停止」を決定する。 再犯の場合又は悪質と認められるときは、期日を定めて文書警告した上で、欠格要件に該当するとみなして指定を取り消す。
		① 無断通水、水道メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は 指定停止6月以下 (文書警告)		
		② 道路掘削許可、道路使用許可、その他必要な許可等を受けずに給水装置工事を施行したとき。	指定停止6月以下 (文書警告)		
		③ 給水装置工事の施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下 (文書警告)		
		④ 給水装置工事の施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下 (文書警告)		
		⑤ 研修機会の確保をしなかったとき。	口頭注意		

「法」 水道法
「施行規則」 水道法施行規則
「条例」 由利本荘市上水道事業給水条例（由利本荘市簡易水道事業等給水条例）

			⑥ 口頭注意に従わないとき。	文書警告	
			⑦ 文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下	
			⑧ その他の違反行為（主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき、又は、工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	指定停止6月以下（文書警告）	
			7 6に掲げる行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。	※上記6に準じる。	
	法第25条の3第1項第3号ホ		8 法人であって、その役員のうち欠格要件のいずれかに該当するものがあるもの	※上記3～7に準じる。	・ 欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。

(2) 給水装置工事主任技術者選任等義務違反

根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
法第25条の11第1項第2号	法第25条の4第2項	施行規則第21条第1項・第2項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し（文書警告）	<ul style="list-style-type: none"> 指定から2週間以内の期日を定めて「選任届」又は「解任届」を速やかに提出するよう文書警告する。 文書警告に従わない場合は、指定を取り消す。
	法第25条の4第1項	施行規則第21条第3項	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月以下（文書警告）	<ul style="list-style-type: none"> 兼任を解くよう文書警告し、「解任届」を提出させる。 文書警告に従わない場合は、指定を停止する。

(3) 届出義務違反

根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
法第25条の11第1項第3号	法第25条の7	施行規則第34条	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し（文書警告）	<ul style="list-style-type: none"> 変更から30日以内の期日を定めて、「変更届」を速やかに提出するよう文書警告する。 文書警告に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。
		施行規則第35条	2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し（文書警告）	<ul style="list-style-type: none"> 廃止又は休止から30日以内、再開から10日以内の期日を定めて、「廃止届」、「休止届」又は「再開届」を速やかに提出するよう文書警告する。 文書警告に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。

(4) 事業の運営基準違反

根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等	
法第25条の11 第1項第4号	法第25条の8	施行規則第36条 第1号	1 給水装置工事ごとに給水装置 工事主任技術者を指名しなかつ たとき。		・ 工事申込みの際の設計書等 に給水装置工事主任技術者を 記入する欄が空白の場合は、 記入するよう指導する。
		施行規則第36条 第2号	2 配水管から分岐して給水管を 設ける工事及び給水装置の配水 管への取付口から水道メーター までの工事を施行する場合にお いて、当該配水管及び他の地下 埋設物に変形、その他の異常を 生じさせることがないよう適切 に作業を行うことができる技能 を有する者を従事させ、又はそ の者に該当工事に従事する他の 者を実施に監督させないとき。	指定停止1月以下 (文書警告)	・ 技能を有する者は、公的な 資格、民間の資格又はこれら に類するものにより判断する が、資格を有していない場合 であっても実際に技能を有し ているか否かにより最終判断 する。 ・ 違反行為の程度によって、 文書警告又は指定停止を決定 する。 ・ 指導に従わない場合、再犯 の場合又は悪質と認められる 場合は、指定を取り消す。
		施行規則第36条 第3号	3 管理者の承認を受けた工法、 工期その他の工事上の条件に適 合しない工事を施行したとき。	指定停止6月以下 (文書警告)	・ 給水装置工事施工基準等に 従わない場合(水道法施行令 第5条を除く。)が該当する。 ・ 工法等に適合させるよう工 事のやり直しを指示し、改善 後の違反行為の程度によって、 文書警告又は指定停止を決定 する。 ・ 指導に従わない場合、再犯 の場合又は悪質と認められる 場合は、指定を取り消す。
		施行規則第36条 第5号イ	4 水道法施行令第5条に規定す る給水装置の構造及び材質の基 準に適合しない給水装置を設置 したとき。	指定停止6月以下 (文書警告)	・ 基準に適合するよう工事の やり直しを指示し、改善後の 違反行為の程度によって、文 書警告又は指定停止を決定す る。 ・ 指導に従わない場合、再犯 の場合又は悪質と認められる 場合は、指定を取り消す。
		施行規則第36条 第5号ロ	5 給水管及び給水用具の切断、 加工、接合等に適さない機械器 具を使用したとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	・ 適正な機械器具を備え付け て使用するよう指導し、改善 後の違反行為の程度によって、 文書警告又は指定停止を決定 する。 ・ 指導に従わない場合、再犯 の場合又は悪質と認められる 場合は、指定を取り消す。
		施行規則第36条 第6号	6 指名した給水装置工事主任技 術者に、施行した給水装置工事 ごとに工事記録を作成させなか ったとき、又は当該記録をその 作成の日から3年間保存しなか ったとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	・ 記録の作成・保存について 文書警告する。 ・ 指導に従わない場合は、指 定を停止するが、再犯の場合 又は悪質と認められるときは、 指定を取り消す。

(5) 工事施行に関する義務違反

根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
法第25条の11 第1項第5号	法第25条の9	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者から事情を聴取して、文書警告する。 指導に従わない場合は、指定を停止するが、再犯の場合又は悪質と認められる場合は、指定を取り消す。
法第25条の11 第1項第6号		2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下 (文書警告)	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者から事情を聴取して、文書警告する。 指導に従わない場合は、指定を停止するが、再犯の場合又は悪質と認められる場合は、指定を取り消す。
法第25条の11 第1項第7号		3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定停止6月以下 (文書警告)	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書警告する。 指導に従わない場合は、指定を停止するが、再犯の場合又は悪質と認められる場合は、指定を取り消す。 水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取り消す。

(6) 不正申請

根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
法第25条の11 第1項第8号		1 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> 事実が判明したら、速やかに指定を取消す。

この措置基準は、指定給水装置工事事業者による違反行為に対して、由利本荘市ガス水道局指定給水装置工事事業者審査委員会において違反行為を認定し、当該違反行為に対する措置の内容を審査するための基準であり、次に掲げるところにより、違反行為に対する措置を決定するものとする。

なお、表に掲げる違反行為の内容（以下「違反内容」という。）は、各項目とも法第25条の11の規定により指定の取消しの要件となっているが、情状酌量すべき特段の理由があるときの最大の罰則（期間）を示している。

① 違反行為に対しては、原則として「文書警告」による指導を行い、違反行為の是正及び再発防止に係る措置を講じる。ただし、直ちに是正措置を講じることのできる軽微な違反行為に対しては、「口頭注意」による指導を行う。

② 過去2年間に同一又は他の違反行為により「口頭注意」又は「文書警告」による指導を受けているときは、直ちに「指定取消し」又は「指定停止」の処分を行う。

③ 由利本荘市ガス水道局指定給水装置工事事業者審査委員会において、違反行為が悪質であり、情状酌量すべき特段の事由がないと認められる場合は、直ちに「指定の取消」又は「指定の停止」の処分を行う。

2 水道法違反に対する措置（給水装置工事主任技術者の職務義務違反）

根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	
法第25条の5	法第25条の4 第3項第1号	1 給水装置工事に関する技術上の管理を行わないとき。	給水装置工事主任技術者免状の返納に係る厚生労働大臣への報告	
	法第25条の4 第3項第2号	2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行わないとき。		
	法第25条の4 第3項第3号	3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認を行わないとき。		
	法第25条の4 第3項第4号	施行規則第23条 第1号		4 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整を行わないとき。
		施行規則第23条 第2号		5 配水管から分岐して、給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他工事上の条件を守らないとき。
		施行規則第23条 第3号		6 給水装置工事の完了の連絡をしないとき。

3 その他法令違反に対する措置

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容
1 水の供給妨害	法第51条第1項 刑法第147条 刑法第261条		① 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害したとき。	告訴
	法第51条第2項 刑法第147条 刑法第261条		② みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害したとき。	
2 通水違反	法第25条の11 第1項第1号 条例第43条・第44条 (第44条・第45条) 刑法第233条 刑法第235条	法第25条の3 第1項第3号二	管理者の承認を受けずに給水装置工事を施行し、かつ、計量不能の状態を通水可能な状態にしたとき。	指定取消し若しくは指定停止6月以下及び過料 ※1 情状酌量の場合は「文書警告及び過料」 2 悪質な場合は「告訴」
3 不法行為	民法第709条		故意又は過失により本市に損害を与えたとき。	損害賠償請求又は訴えの提起
4 使用者責任	民法第715条		被用者（雇用人等）が使用者（雇主等）の業務執行の際に本市に対して不法行為を行い、損害を与えたとき。	
5 手数料等納入義務違反	法第25条の11 第1項第1号 条例第43条・第44条 (第44条・第45条)		詐欺その他の不正の行為により手数料等の納入を免れようとしたとき、又は免れたとき。	指定停止6月以下及び過料 ※ 情状酌量の場合は「文書警告及び過料」

「法」 水道法
「施行規則」 水道法施行規則
「条例」 由利本荘市上水道事業給水条例（由利本荘市簡易水道事業等給水条例）